税務署よりお知らせ

〈問い合わせ〉阿蘇税務署(凪0967(22)0551(代表)

確定申告は正しくお早めに

書の提出は、郵送などでもできます。申告と納税は、期限内に済ませてください。確定申告算して納税する申告納税制度を採用していますので、所得税は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計

詳しくは、おたずねください。 で申告書等の作成ができますので、ご利用ください。 (www.nta.go.jp)の、「確定申告書等作成コーナー」 ・は、長時間かかる場合もありますので、お早めに 混雑し、長時間かかる場合もありますので、お早めに 記雑し、長時間がります。なお、国税庁ホームページ

談センター「0」番へ!確定申告に関するご相談は確定申告電話相

の確定申告に関するご相談に電話でお答えしておりまび復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税およ熊本国税局では1月19日(月)~3月16日(月)の期間、

で、あらかじめご了承ください。 で、あらかじめご了承ください。 で、あらかじめご了承ください。 の内容などにより、電話を転送し、職員などがお答えいたします。なお、時間帯によっては、電話がつながいたします。なお、時間帯によっては、電話がつながいたします。なお、時間帯によっては、電話がつながいたします。なお、時間帯によっては、電話がつながいたします。阿蘇税務署の代表電話におかけいただくと、自動す。阿蘇税務署の代表電話におかけいただくと、自動

ホームページをご覧くださいe‐Taxに関する情報は、e‐Tax

にご確認ください(www.e-tax.nta.go.jp)。 の情報についてお知らせしていますので、ご利用の前の情報についてお知らせしていますので、ご利用の前の情報についてお知らせしていますので、ご利用の前の操いの場ができません。

の対象者が拡大されています! 平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度

象となる人が拡大され、事業所得、不動産所得または平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対

存する必要があります。
告が必要ない方も含まれます)が、売上げなどの収入告が必要ない方も含まれます)が、売上げなどの収入出林所得を生ずべき業務を行う全ての人(所得税の申出林所得を生ずべき業務を行う全ての人(所得税の申出

「にせ税理士」にご注意!

ださい! 測の損害を与えるおそれがあります。十分にご注意く測の損害を与えるおそれがあります。十分にご注意く「にせ税理士」へ相談することは、あなた自身に不

詳しくは、税務署におたずねください